

## 食品安全委員会（第799回会合）議事概要

日 時:令和2年12月8日(火) 14:00~14:35

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか6名出席

動画配信:報道1名、行政機関2名、一般6名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等 2品目  
MAM株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼ  
DSM32805株を利用して生産されたキモシン

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 添加物「亜硫酸水素アンモニウム水」に係る食品健康影響評価について
- ・ 添加物「ポリビニルイミダゾール-ポリビニルピロリドン共重合体」  
に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、  
「亜硫酸水素アンモニウム水が添加物として適切に使用される場合、  
安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量（ADI）を特定する  
必要はないと判断した。」

「ポリビニルイミダゾール-ポリビニルピロリドン共重合体が添加  
物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知  
することとなった。

- ・ 動物用医薬品「ニトロキシニル」に係る食品健康影響評価について
- ・ 動物用医薬品「メンブトン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 動物用医薬品「イソメタミジウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、  
ニトロキシニル、メンブトン及びイソメタミジウムは、いずれも「暫  
定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影  
響評価の考え方について」の考え方の3の(1)に該当する成分で  
あると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおい  
て、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知  
することとなった。